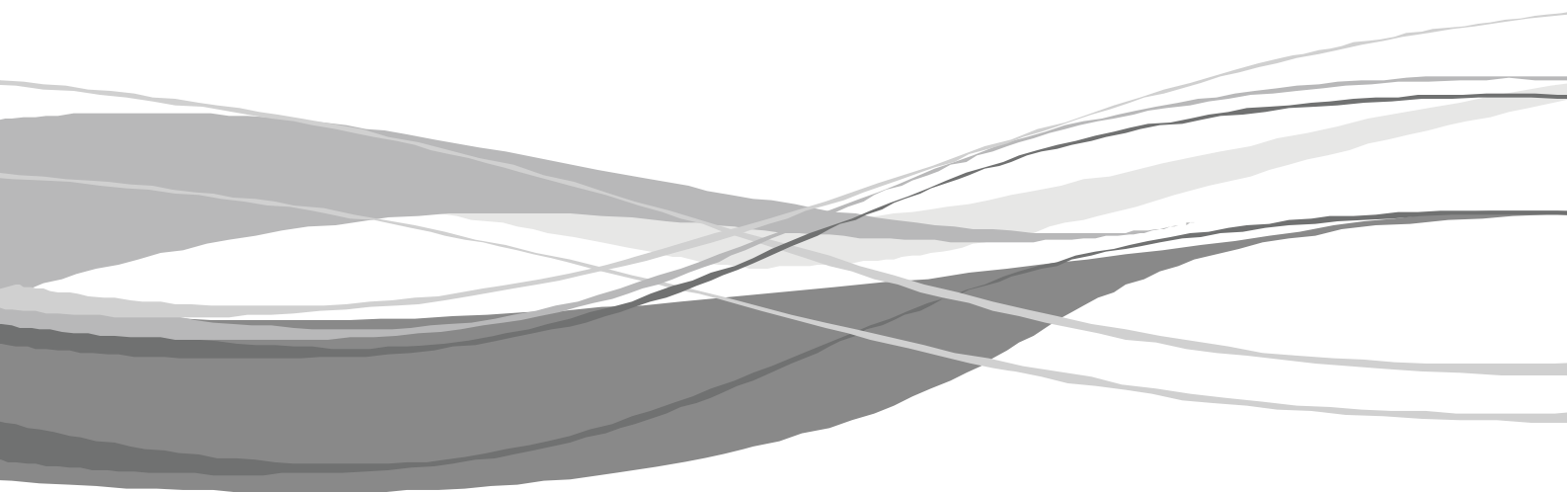


第 1 章 計画の概要



第1章 計画の概要

1 策定の趣旨

近年、私たちを取り巻く社会環境は、少子高齢化社会の進展や地域の連帯感の希薄化など様々な分野で変化しつつあります。さらに、経済不況などによって、社会的な配慮が必要な高齢者や障がい者（児）に対する支援はもとより、青少年や中年層においても、生活不安やストレスが増大し、うつ病や自殺、虐待、家庭内暴力、引きこもりなどが新たな社会問題となっています。こうした状況を背景に、地域を取り巻く福祉課題やニーズはより多様化・複雑化していることから、国や地方公共団体による支援やサービスだけでは十分に対応できない状況となっています。

地方分権が進み、高齢者、障がい者（児）の福祉施策や法令が改正され、自分たちの住むまちは自分たちで知恵と力を出し合って住みやすいまちにしていくという自治意識の向上、住民主体の活動や、地域ボランティア、NPOによる子育て支援、ひとり暮らし高齢者や障がいのある方への生活支援など、地域の住民同士の新たな支えあい活動を推進していくことが求められます。

牧之原市においては、平成21年に「牧之原市地域福祉計画」を策定し、「ふれあいを大切にした生涯安心して暮らすことのできるまちづくり」を目指し、計画を推進してきました。計画期間内における社会情勢の変化や、新たな地域課題に対応するため、この度、現行計画の計画期間の満了にともない計画の改定を行います。その際、牧之原市の地域福祉をこれまで以上に効果的に推進していくために、牧之原市社会福祉協議会の「牧之原市地域福祉活動計画」と一体的に策定を行っていきます。

2 計画の位置づけ

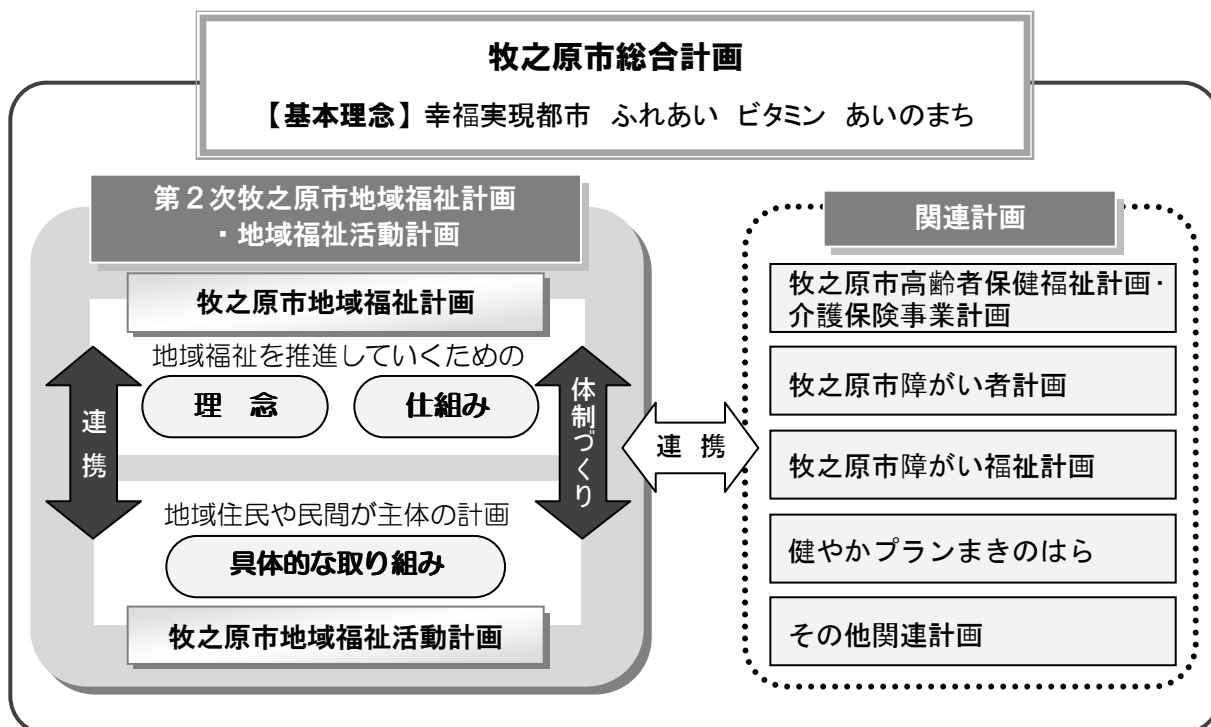
(1) 計画の位置づけ

地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条の規定に基づく、「市町村地域福祉計画」として位置づけます。また、計画は「牧之原市総合計画」を上位計画として、高齢者、障がい者（児）、子育て等の各課が策定する関連計画との整合を図りつつ策定します。

(2) 地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体化した計画

これまで、地域福祉推進の理念や方針を示した「牧之原市地域福祉計画」を牧之原市が策定し、地域福祉の推進を目的とした「牧之原市地域福祉活動計画」を牧之原市社会福祉協議会がそれぞれに策定してきました。両計画は、地域福祉の推進を目的としてお互いに補完・補強しあう関係にあることから、行政と社会福祉協議会の協働により、両計画を第2次牧之原市地域福祉計画・地域福祉活動計画として一体的に策定し、同じ理念や方向性のもとで地域福祉を推進していくものとしします。

■計画の位置づけ



3 計画の期間

計画期間は、平成 26 年度から平成 30 年度までの5年間とし、社会情勢の変化や市民のニーズに対応するため、必要に応じて見直しを行います。

平成	25	26	27	28	29	30	31	年度
牧之原市総合計画 (企画課)	第1次計画		第2次計画					
牧之原市地域福祉計画 (社会福祉課)	第1次計画	第2次計画					第3次計画	
牧之原市地域福祉活動計画 (社会福祉協議会)	第1次計画	第2次計画					第3次計画	
牧之原市高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画 (高齢者福祉課・健康推進課)	第6次計画 第5期計画	第7次計画 第6期計画		第8次計画 第7期計画				
牧之原市障がい者計画 (社会福祉課)	第2次計画					第3次計画		
牧之原市障がい福祉計画 (社会福祉課)	第3期計画	第4期計画		第5期計画				
健やかプランまきのはら ～次世代育成支援行動計画・健康増進計画～ (健康推進課・子ども子育て課)	第2期計画							
(仮) 新・健やかプランまきのはら ～子ども・子育て支援事業計画・健康増進計画・食育推進計画～ (健康推進課・子ども子育て課)		第3期計画						

※ () 内は主管課